

医療法人西部診療所在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人西部診療所が開設する指定居宅支援事業所「医療法人西部診療所 在宅介護支援センター」(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、利用者・家族から複数の介護サービス事業所の紹介希望や、ケアプランに各事業所を位置付けた理由等の説明希望があれば、その都度対応する。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人西部診療所在宅介護支援センター
- 二 所在地 川越市天沼新田 307 番地 1

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名(但し介護支援専門員を兼務する)
管理者は、主任介護支援専門員とし、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- 二 相談員 介護支援専門員 4名以上(管理者含む)
相談員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 月曜日から土曜日の 8時30分から17時30分とする。
- 三 連絡体制 電話により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のよるものとする。

- 一 相談の場所 西部診療所在宅介護支援センター相談室
(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- 三 サービス担当者会議開催場所 居宅及び各施設 支援開始時、介護認定更新時、その他必要に応じて(テレビ電話装置等を活用する場合は利用者又はその家族の同意を得ることとする)。
- 四 居宅訪問の頻度 月1回程度

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川越市の名細支会・霞ヶ関北支会(天沼新田、小堤、広谷新町、下広谷、鯨井、鯨井新田、吉田、上戸、上戸新町、下小坂、平塚、平塚新田、霞ヶ関東、霞ヶ関北、的場北、的場新町、的場の一部((霞ヶ関駅北側))、伊勢原町)とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 五 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 三 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意点)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 三 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針(ハラスメントに関わる方針)の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 六 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人西部診療所理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

- ・平成19年 3月16日から、一部改正し施行する。
- ・平成19年12月 1日から、一部改正し施行する。
- ・平成20年 2月 1日から、一部改正し施行する。
- ・平成25年 4月 1日から、一部改正し施行する。
- ・平成25年11月22日から、一部改正し施行する。
- ・平成29年 4月 1日から、一部改正し施行する。
- ・平成30年 4月 1日から、一部改正し施行する。
- ・平成31年 1月 1日から、一部改正し施行する。
- ・令和 3年 4月 1日から、一部改正し施行する。
- ・令和 6年 4月 1日から、一部改正し施行する。